

別記 1

監査実施年度	平成 8 年度
監査対象機関名	北海道事務所

文書名	非開示とすべき記載事項	非開示理由
監査項目が報酬である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	報酬の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
報酬仕訳書の写し	報酬月額、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、所得税額及び地方税額の区分ごとの引去内訳額、引去内訳額の合計額並びに差引支給額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、所得税額及び地方税額が分かるため。
人事発令通知書の写し	報酬月額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
監査項目が諸手当である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	扶養手当、通勤手当及び住居手当の受給者氏名	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入、家族状況、住居の状況及び通勤方法が分かるため。
食糧費に関する調	相手側欄の所属団体名	条例第 10 条第 8 号該当 相手側出席者の所属団体名が実態と一致せず又は実態と一致しているか否か不明であるので、これらの情報を開示すると、当該団体の名誉を毀損し、当該団体との信頼関係を損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
	相手側欄の所属のうち、所属団体名以外の部分	条例第 10 条第 8 号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。
	相手側欄の職名及び氏名	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人が分かるため。
		条例第 10 条第 8 号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示

		<p>することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。</p>
<p>その他需要費（昼食・夕食）に関する調</p>	<p>2枚目の相手側欄の上から9段目、10段目及び11段目以外の所属団体名</p>	<p>条例第10条第8号該当 相手側出席者の所属団体名が実態と一致せず又は実態と一致しているか否か不明であるので、これらの情報を開示すると、当該団体の名誉を毀損し、当該団体との信頼関係を損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。</p>
	<p>相手側欄の所属のうち、所属団体名以外の部分</p>	<p>条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。</p>
	<p>相手側欄の職名及び氏名</p>	<p>条例第10条第3号該当 特定の個人が分かるため。</p> <p>条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。</p>

監査実施年度	平成 8 年度
監査対象機関名	東京事務所

文書名	非開示とすべき記載事項	非開示理由
監査項目が諸手当である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	扶養手当及び児童手当の受給者氏名	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入及び家族状況が分かるため。
監査項目が報酬である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	報酬の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
人事発令通知書の写し	報酬月額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
報償費に関する調（物品）	提供先欄の上から 7 段目及び 9 段目の職名及び氏名並びに提供の目的欄の上から 7 段目及び 9 段目の職名	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人が分かるため。
	提供先欄の上から 2 段目以外の団体名、職名及び氏名並びに提供の目的欄の上から 7 段目及び 9 段目の職名	条例第 10 条第 8 号該当 開示することにより、贈答先との信頼関係を損ない、今後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
食糧費に関する調	相手側欄の下記以外の所属団体名 1 2 枚目の上から 5 段目、10 段目、11 段目及び 12 段目 2 3 枚目の上から 1 段目、2 段目、3 段目、5 段目、6 段目、8 段目、9 段目、11 段目、12 段目及び 13 段目 3 4 枚目の 1 段目、2 段目、5 段目、7 段目、9 段目、10 段目、11 段目及び 12 段目 4 5 枚目全部	条例第 10 条第 8 号該当 相手側出席者の所属団体名が実態と一致せず又は実態と一致しているか否か不明であるので、これらの情報を開示すると、当該団体の名誉を毀損し、当該団体との信頼関係を損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
	相手側欄の職名及び氏名	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人が分かるため。
	相手側欄の下記以外の職名及び氏名 1 4 枚目の上から 10 段目、11	条例第 10 条第 8 号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方

	<p>段目及び12段目 2 5枚目全部</p>	<p>にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。</p>
<p>その他需要費（昼食・夕食）に関する調</p>	<p>相手側欄の下記以外の所属団体名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1枚目の上から1段目、4段目、5段目及び6段目 2 3枚目の上から8段目及び10段目 3 4枚目の上から2段目、9段目、11段目及び12段目 4 5枚目の上から2段目、3段目、8段目、9段目及び10段目 5 6枚目の上から4段目、6段目、8段目及び10段目 6 7枚目の上から8段目 7 8枚目の上から2段目及び7段目 8 9枚目の上から1段目、4段目及び11段目 9 10枚目の上から2段目、5段目及び9段目 10 11枚目の上から3段目、4段目、7段目、9段目及び12段目 11 12枚目の上から2段目及び6段目 12 13枚目の上から1段目、5段目、6段目及び11段目 13 14枚目の上から12段目 14 15枚目の上から2段目、3段目、8段目及び10段目 15 16枚目の上から3段目、4段目、9段目、10段目及び12段目 16 18枚目の上から4段目、5段目、6段目及び11段目 17 19枚目の上から7段目及び9段目 18 20枚目の上から3段目及び11段目 19 21枚目の上から2段目、5段目及び10段目 20 22枚目の上から3段目及び5段目 	<p>条例第10条第8号該当 相手側出席者の所属団体名が実態と一致せず又は実態と一致しているか否か不明であるので、これらの情報を開示すると、当該団体の名誉を毀損し、当該団体との信頼関係を損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。</p>

	21 23枚目の上から11段目	
	相手側欄の所属のうち、所属団体名以外の部分	<p>条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。</p>
	相手側欄の職名及び氏名	<p>条例第10条第3号該当 特定の個人が分かるため。</p> <hr/> <p>条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。</p>

監査実施年度	平成 8 年度
監査対象機関名	名古屋事務所

文書名	非開示とすべき記載事項	非開示理由
監査項目が歳入である監査結果概要(第4号様式(その3))	雇用保険の金額	条例第10条第3号該当 特定の個人の雇用保険料が分かるため。
監査項目が報酬である監査結果概要(第4号様式(その3))	報酬の金額	条例第10条第3号該当 特定の個人の収入が分かるため。
監査項目が諸手当である監査結果概要(第4号様式(その3))	通勤手当の受給者氏名	条例第10条第3号該当 特定の個人の収入が分かるため。
監査項目が賃金である監査結果概要(第4号様式(その3))	賃金の金額	条例第10条第3号該当 特定の個人の収入が分かるため。
賃金支給額調(その他)	賃金の日額及び金額	条例第10条第3号該当 特定の個人の収入が分かるため。
食糧費に関する調	相手側欄の上から1段目、4段目、5段目及び14段目以外の所属団体名	条例第10条第8号該当 相手側出席者の所属団体名が実態と一致せず又は実態と一致しているか否か不明であるので、これらの情報を開示すると、当該団体の名誉を毀損し、当該団体との信頼関係を損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
	相手側欄の所属のうち、所属団体名以外の部分	条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。
	相手側欄の職名及び氏名	条例第10条第3号該当 特定の個人が分かるため。
	相手側欄の上から14段目以外の	条例第10条第8号該当

	職名及び氏名	条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。
その他需要費（昼食・夕食）に関する調	相手側欄の下記以外の所属団体名 1 1枚目の上から7段目及び12段目 2 2枚目の上から8段目及び9段目	条例第10条第8号該当 相手側出席者の所属団体名が実態と一致せず又は実態と一致しているか否か不明であるので、これらの情報を開示すると、当該団体の名誉を毀損し、当該団体との信頼関係を損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
	2枚目の相手側欄の上から9段目の所属団体名、職名及び氏名	条例第10条第8号該当 企業誘致に係る懇談の相手方であって、開示すると、以後の企業誘致事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
	相手側欄の所属のうち、所属団体名以外の部分	条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。
	相手側欄の職名及び氏名	条例第10条第3号該当 特定の個人が分かるため。
	2枚目の相手側欄の上から8段目及び9段目以外の職名及び氏名	条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。
	1枚目の提供の目的欄の上から7段目のうち、職名及び氏名	条例第10条第3号該当 特定の個人が分かるため。
		条例第10条第8号該当 条例施行前に遡及してこれらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方と

		の信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。
--	--	---

監査実施年度	平成 8 年度
監査対象機関名	大阪事務所

文書名	非開示とすべき記載事項	非開示理由
監査項目が歳入である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	通勤手当の誤払いによる返納者 氏名	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
	月別の雇用保険の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の雇用保険料が分かるため。
監査項目が報酬である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	報酬、社会保険、所得税及び地方税の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入、社会保険料、所得税額及び地方税額が分かるため。
報償費に関する調（謝金）	謝金の金額及び単価	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
食糧費に関する調	相手側欄の所属団体名、職名及び氏名	条例第 10 条第 8 号該当 企業誘致に係る懇談の相手方であって、開示すると、以後の企業誘致事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

監査実施年度	平成 9 年度
監査対象機関名	北海道情報センター

文書名	非開示とすべき記載事項	非開示理由
監査項目が報酬である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	報酬の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
監査項目が諸手当である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	扶養手当及び通勤手当の受給者 氏名	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入、家族状況及び通勤方法 が分かるため。
旅費に関する調	宿泊場所の名称、住所及び電話 番号	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の宿泊場所が分かるため。

監査実施年度	平成 9 年度
監査対象機関名	東京事務所

文書名	非開示とすべき記載事項	非開示理由
監査項目が報酬である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	報酬の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
人事発令通知書の写し	報酬月額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
旅費に関する調	宿泊場所の名称、住所及び電話番号	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の宿泊場所が分かるため。
宿泊料の領収書の写し	全部	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の宿泊場所が分かるため。

監査実施年度	平成 9 年度
監査対象機関名	名古屋情報センター

文書名	非開示とすべき記載事項	非開示理由
監査項目が歳入である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	雇用保険の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の雇用保険料が分かるため。
監査項目が報酬及び報償費である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	報酬の金額	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の収入が分かるため。
監査項目が旅費である監査結果概要（第 4 号様式（その 3））	宿泊場所の名称、住所及び郵便番号	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の宿泊場所が分かるため。
	個人の住宅に宿泊した場合の当該個人の氏名及び当該個人と職員との続柄	条例第 10 条第 3 号該当 特定の個人の宿泊場所が分かるため。 特定の個人が分かるため。 特定の個人の家族状況が分かるため。

注 報償費に関する調（物品）、食糧費に関する調及びその他需用費（昼食・夕食）に関する調については、情報が記録されていない段を段数に含んでいない。